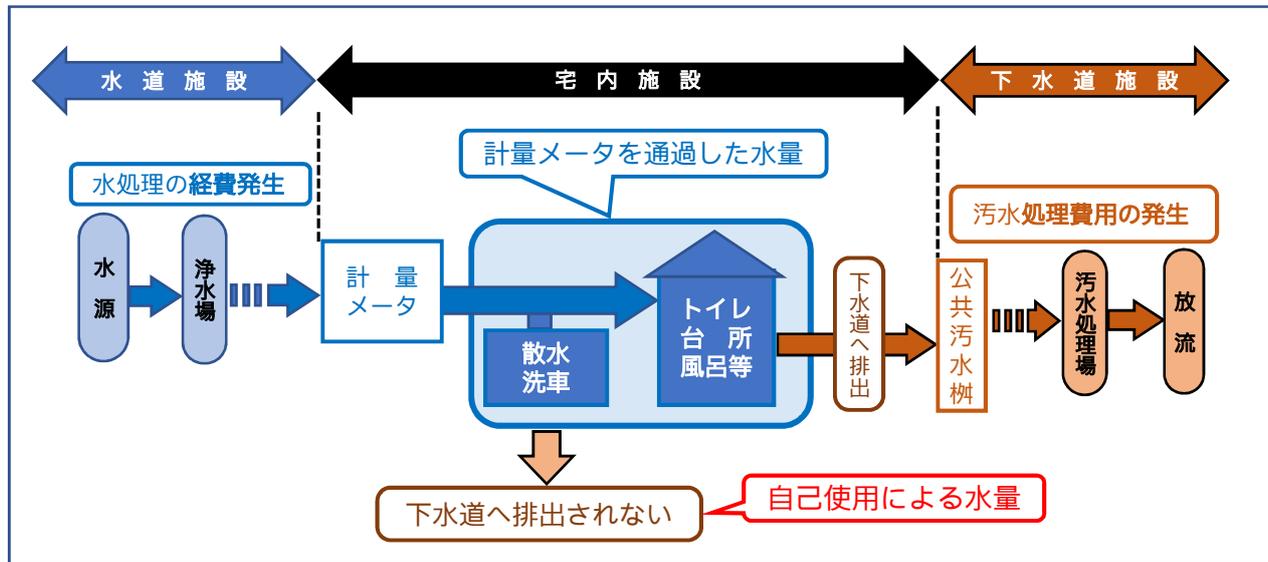


宅地内漏水による下水道使用料の減額措置の見直しについて



水道料金

水を各家庭に供給するまでに水処理の経費が発生していることから、計量メータを通過した水量で水道料金を算定している。

下水道使用料

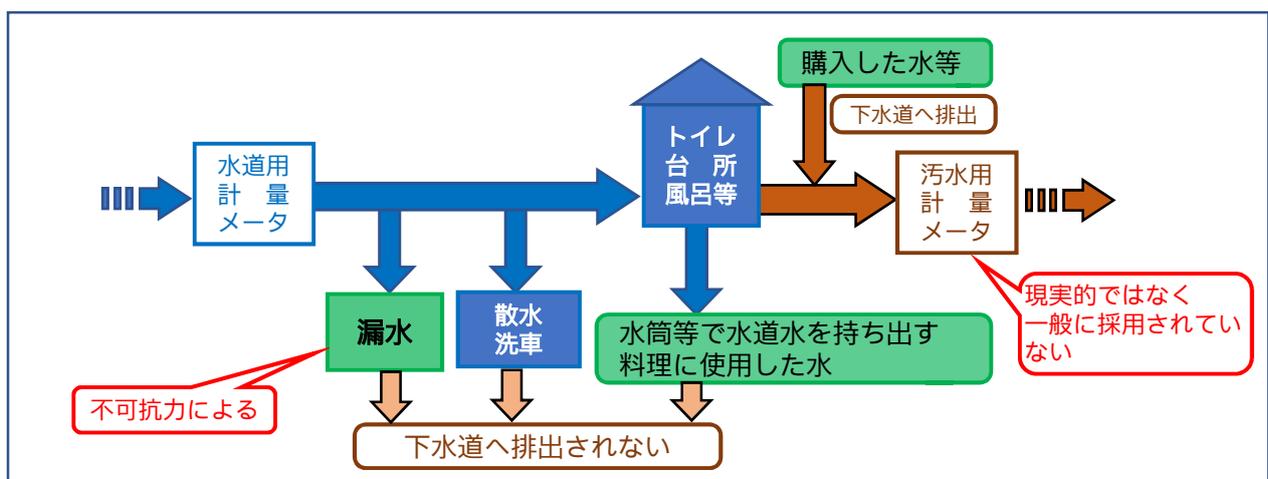
「水道使用水量と下水道使用水量は同じ」との原則から、計量メータを通過した水量に対し、散水や洗車等の自己使用により下水道へ排水されない水量についても下水道使用料の算定対象としている。

※郡山市下水道条例

第13条の2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1)水道水を使用した場合、水道の使用水量とする。

水道使用水量と下水道使用水量について

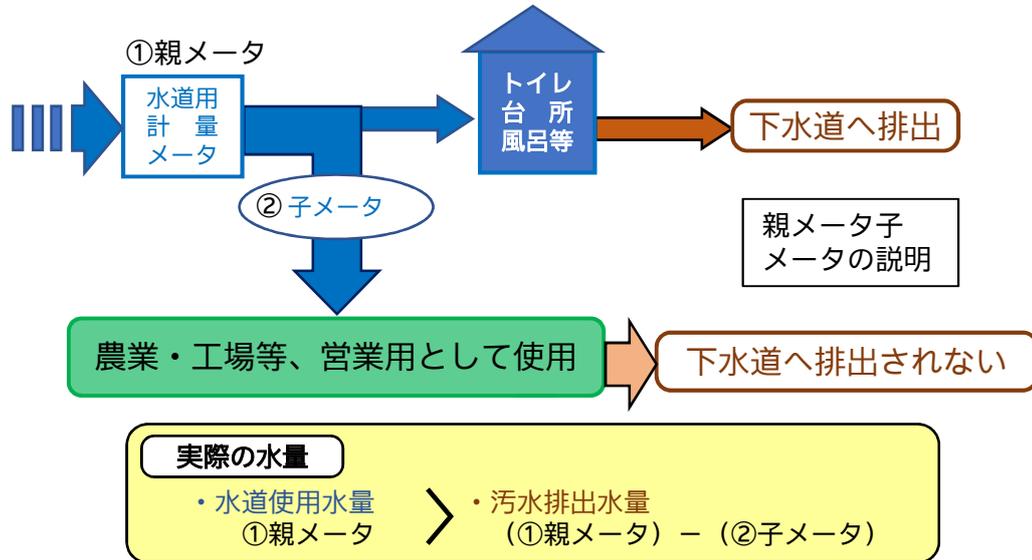


実際には、通常時であっても水道使用水量＝汚水排出水量にはならない。厳密な汚水排出水量を測定するためには、汚水用の水道メーターを設置し計量する必要がある。汚水を計量するためのメータは、汚水を計測することは技術的に難しいことから市販されておらず、一般的に使用されていないため、現実的ではないことから、水道用計量メータにより計測している。このようなことから、漏水については前年同期や前3回の平均により普段の使用水量を推計した水量を実績水量として採用している。

水道使用水量と污水排出水量が異なる場合

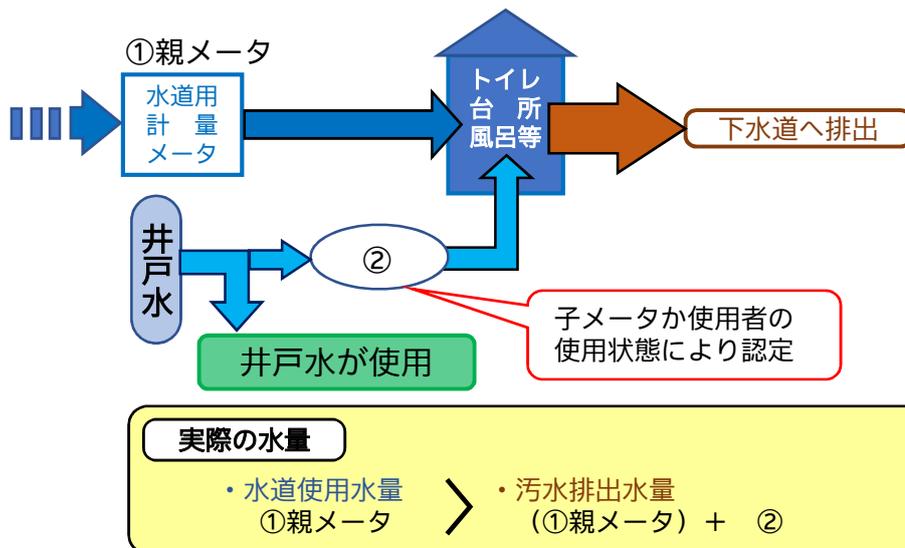
【実際の水道使用水量 > 実際の污水排出水量となる場合】

製氷業その他の営業（農業・工場等）で、その営業に伴い使用され、残りの水道水が下水道へ排水される場合



【実際の水道使用水量 < 実際の污水排出水量となる場合】

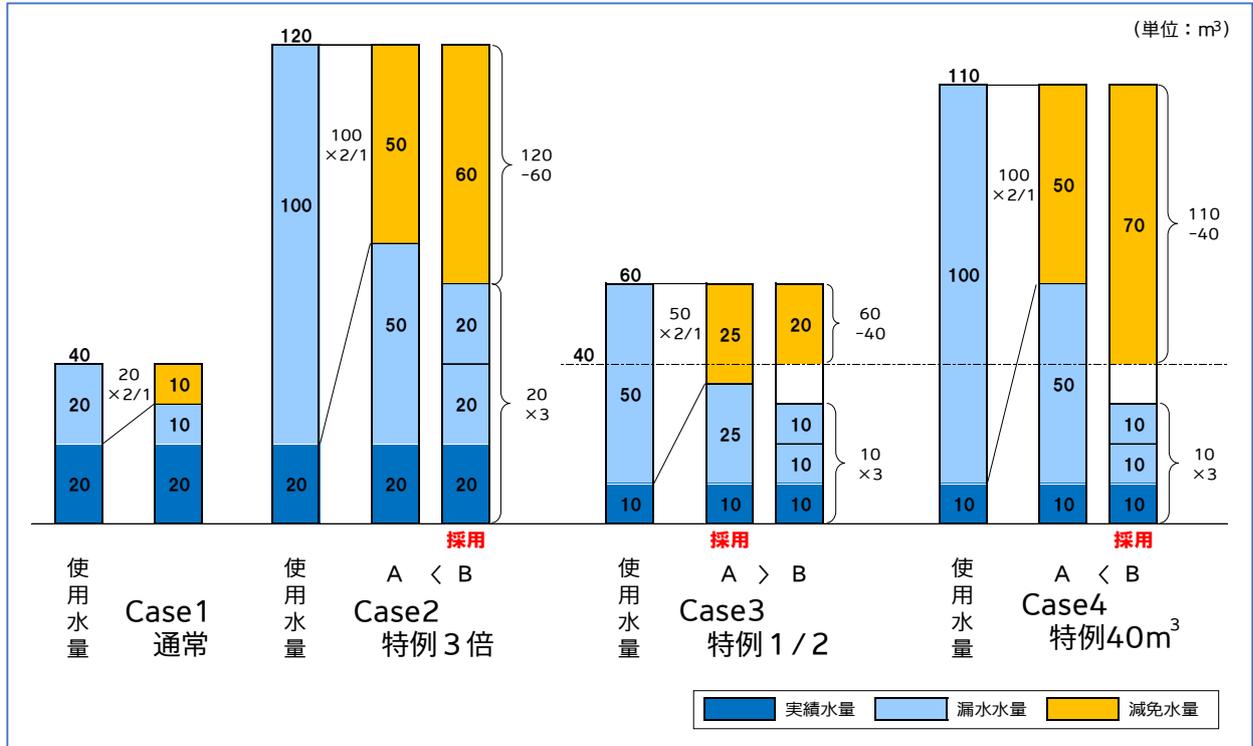
井戸水が使用され、残りの井戸水と水道水が下水道へ排水される場合



実際に使用される水道水量・污水排水量と水道料金・下水道の料金等として算定される水量では必ずしも同じ水量ではなく、水道使用水量が污水排出水量より多くなる場合や、逆に少なくなる場合があり、実流量による使用料の算定を行っている。

宅地内漏水の現状における水道水量の減免方法

今まで漏水による水道水量の減免方法については、複雑な減免方法の説明をCase1の通常時により説明を行ってきた。今回、減免水量が漏水水量の1/2だけではなく、他の減免方法について説明を行う。



Case1 通常 1/2
漏水水量の1/2を減免 $20\text{m}^3 \times 1/2 = 10\text{m}^3$

Case2 特例3倍
 A: 漏水水量の1/2の水量 $100\text{m}^3 \times 1/2 = 50\text{m}^3$
 B: 実績水量の3倍の水量 $20\text{m}^3 \times 3 = 60\text{m}^3$
 減免水量 $120\text{m}^3 - 60\text{m}^3 = 60\text{m}^3$
AとBを比較して多い水量を減免 B 60m³

Case3 特例1/2
 A: 漏水水量の1/2の水量 $50\text{m}^3 \times 1/2 = 25\text{m}^3$
 B: 実績水量の3倍の水量 $10\text{m}^3 \times 3 = 30\text{m}^3$ (40m³未満)
 40m³を超えた水量 $60\text{m}^3 - 40\text{m}^3 = 20\text{m}^3$
AとBを比較して多い水量を減免 A 25m³

Case4 特例40m³
 A: 漏水水量の1/2の水量 $100\text{m}^3 \times 1/2 = 50\text{m}^3$
 B: 実績水量の3倍の水量 $10\text{m}^3 \times 3 = 30\text{m}^3$ (40m³未満)
 40m³を超えた水量 $110\text{m}^3 - 40\text{m}^3 = 70\text{m}^3$
AとBを比較して多い水量を減免 B 70m³

いずれも、市民の負担が軽減されるような減免方法を行っている。

水道使用者の管理上の責任について

郡山市水道事業給水条例の8条では（水道使用者等の管理上の責任）を規定しており、水道使用者は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、2項において、管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。とされています。

現在の水道漏水対象となる箇所については、地下等の発見することが困難な場所の給水管からの漏水であり、管理者の不可抗力によるところであるとの考えから、減免対象としているところであります。

宅内漏水の減免について

これまで

○水道については、各家庭に供給するまでに水処理の経費が発生していることから、メータを通過した水量全てを水道料金の算定対象としているが、利用者の負担軽減の観点から、不可抗力による漏水に対して減免を行っている。

○下水道については、水道の使用水量と同量を下水道使用料金の算定対象としており、漏水の水量も水道の漏水量と同量の減免を行っている。

今後

○水道については、現状のとおり漏水に対しての減免を行いたい。

○下水道については、下水道設備へ流入した時点で汚水処理費用が発生していることから、汚水水量相当分を下水道料金の算定対象とし、下水道設備へ排水されない水量分の減免を行いたい。